

市原市庁舎強靱化対策基本方針策定支援業務委託プロポーザル（将来的な整備方針）
業務提案書等評価要領

1. 評価要領の位置付け

本要領は、市原市庁舎強靱化対策基本方針策定支援業務委託（将来的な整備方針）プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、市原市庁舎強靱化対策基本方針策定支援業務委託（将来的な整備方針）の受託候補者を選定するための評価基準等を示すものである。

2. 事前審査

事前審査は、参加申込者から提出された参加資格確認用資料（参加表明書、参加者の業務実績、配置予定管理技術者の資格保有状況・経験実績、専門分野による予定検討体制等）を基に、事務局において行う。

事前審査は、原則として募集要項第3（4）に示される参加資格要件への適合審査とし、資格適合者には業務提案書提出要請を行うこととする。

ただし、資格適合者が5者以上の場合には、事務局で資格適合者の業務実績及び配置予定技術者について客観的な評価点の算定を行い、客観的な評価点の合計が上位4者までの者を選定し、業務提案書提出要請を行う。この客観的な評価点の算定方法は別紙1による。

3. 業務提案書の特定及び受託候補者の選定方法

- (1) 提出された業務提案書については、提案者番号を付した後、付属資料を添えて各審査員に配付する。この際、提案者名を伏した上で、参加資格確認用の資料を添付する。
- (2) 業務提案書は提案者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション、及びヒアリングの結果を含め、本要領に基づいて「市原市庁舎強靱化対策基本方針策定支援業務委託プロポーザル企画提案審査会」（以下「審査会」という。）が審査した結果で評価する。
- (3) 評価項目、評価指標及び評価基準は、別紙2のとおりとする。
- (4) 各評価項目の評価指標毎の評価配点（指標別評価配点）は5点とし、その評価基準は下表のとおりとする。

指標別 評価点	評価基準	説明
5	特に優れている	標準的な要求レベルを満たし、創意工夫による実現性の高い提案事項が認められ、効率よく特に高い品質で業務を遂行できる水準である。
4	優れている	標準的な要求レベルを満たし、円滑に良好な品質で業務を遂行できる水準である。
3	適切である	標準的な要求レベルをほぼ満たしており、業務遂行に特に支障のない水準である。
2	やや不適切である	劣る部分や問題点が一部見受けられ、標準的な要求レベルを満たしているとは認められず、業務遂行に注意が必要な水準である。
1	不適切である	劣る部分や問題点が多い、あるいは深刻であり、業務遂行に支障をきたす恐れがある水準である。

- (5) 採点はプレゼンテーション及び、ヒアリング終了後、各審査員毎に「業務実施方針」及び「テーマ別提案」を対象に、別紙2の評価項目について、評価指標及び評価基準に基づき評価を行う。
- (6) 業務提案書特定の対象となる基準を次のとおりとする。
審査員の評価点の平均（平均評価点）が、60点以上であること。
- (7) (6)の基準を満たした提案のうち、審査員の評価点の合計が最も高いものを最優秀提案とし、次に評価点の合計が高いものを次点提案とする。
なお、審査員の評価点の合計が最も高いものが同点で複数となった場合には、事前審査における客観的評価点の合計点により優劣を判断する。
- (8) 審査会は最優秀提案を行ったものを受託候補者、次点提案を行ったものを次点候補者に選定する。

事前審査における客観的評価点の算定方法について

1. 総則

事前審査において、資格適合者が5名以上の場合に行う客観的評価の評価点は、
 [様式2]についての評価点としての「参加者実績評価点」
 [様式3-1]についての評価点としての「配置予定主任技術者の資格保有・経験実績評価点」
 [様式3-2]についての評価点としての「専門分野による予定検討体制評価点」
 の総和とする。
 各評価点は、以下の方法により算定するものとする。

2. [様式2]参加者の業務実績についての評価

施設用途及び業務種別を考慮した業務実績数により評価する。

参加者実績評価点 = Σ (業務実績1件の評価点) ※10件までを限度とする。
 業務実績1件の評価点 = [基礎点10点] × [①施設用途による倍率] × [②プロジェクト種別による倍率]

有参加資格者の評価点範囲 8点 ≤ 参加者実績評価点 ≤ 180点

①施設用途による倍率

民間の事務所(民間の他用途との複合施設を含む)	0.8
庁舎(民間活力の導入のない複合施設を含む)	1.0
庁舎を含む複合施設(民間活力の導入のあるもの)	1.2

②プロジェクト種別による倍率

建替え(複数の既存建築物の統合化による新築)	1.5
建替え(その他)	1.0
改修(複数の既存建築物の統合化による増築・改修)	1.5
改修(その他)	1.0

3. [様式3-1]配置予定主任技術者の資格保有状況・経験実績についての評価

以下の(a)及び(b)の点から評価することとする。

配置予定主任技術者の資格保有・経験実績評価点
 =(a)主任技術者資格評価点+(b)主任技術者実績評価点

(a)配置予定主任技術者の資格保有状況

必要な資格(一級建築士又は技術士)の保有の有無を資格者としての経験年数を考慮して評価する。

主任技術者資格評価点 = Σ (資格1件の評価点)
 ※一級建築士、技術士(総合技術監理部門)及び技術士(建設部門・環境衛生工学部門)の3件まで
 資格1件の評価点 = [基礎点25点] × [③経験年数評価倍率]

有参加資格者の評価点範囲 20点 ≤ 主任技術者資格評価点 ≤ 90点

③経験年数評価倍率

10年以上	1.2
5年以上10年未満	1.0
5年未満	0.8

(b)配置予定主任技術者の募集要項第3(4)⑦の業務に携わった経験実績

施設用途、プロジェクト種別及び参加立場を考慮した業務実績数により評価する。

主任技術者実績評価点 = Σ (主任技術者業務実績1件の評価点) ※5件までを限度とする。
 主任技術者業務実績1件の評価点
 =[基礎点10点] × [①施設用途による倍率] × [②プロジェクト種別による倍率] × [④参加立場による倍率]

主任技術者実績の評価点範囲 8点 ≤ 主任技術者実績評価点 ≤ 90点

④参加立場による倍率

主任技術者	1.0
担当者	0.5

4. [様式3-2]専門分野による予定検討体制についての評価

以下の(a)及び(b)の点から評価することとする。

専門分野による予定検討体制評価点

$$=[\text{基礎点100点}] \times [(\text{a})\text{専門分野における予定検討体制評価係数}] \times [(\text{b})\text{分野間調整方法評価係数}]$$

(a) 専門分野における予定検討体制

建築意匠、建築構造、建築設備及びファシリティマネジメントの4つの専門分野における各担当者の手持ち業務における本委託のウェイト(専任性)、経験年数を考慮した担当者配置状況により評価する。

専門分野における予定検討体制評価係数 = Σ (各専門分野における予定検討体制評価係数)

各専門分野における予定検討体制評価係数 = Σ ([(i) 資格保有担当者1人の技術者評価係数] \times [(ii) 担当者数評価係数])

(i) 資格保有担当者1人の技術者評価係数 = [⑤ 従事割合] \times [② 経験年数評価倍率]

[⑤ 従事割合] は、配置予定担当者の平成29年度及び平成30年度における手持ち業務のうち、本委託が全手持ち業務に占める概ねの割合(10%単位)とする。

(ii) 担当者数評価係数 = [⑥ 担当者数評価係数]

⑥ 担当者数評価係数

対象の分野における配置予定担当者が2人以上	1.5
対象の分野における配置予定担当者が1人	1.0

(b) 各専門分野間の調整方法

下表の[⑦ 分野間調整方法評価係数]により評価する。

⑦ 分野間調整方法評価係数

主任技術者に加え、調整のための体制・しくみを構築する。	1.5
主任技術者により調整を行う。	1.0

別紙2 業務提案書の審査における評価項目、評価指標及び評価配点

1. 評価項目、評価指標及び評価配点

評価項目		評価指標	標準的な要求レベル (指標別評価点3の目安)		
〔評価総合配点＝100点〕					
1. 「参加者の業務実績」及び「配置予定主任技術者の経歴及び業務実施体制」について 〔評価配点＝15点〕	(1)参加者の業務実績について 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝5点〕	①別紙1の「2〔様式2〕参加者の業務実績についての評価」での「参加者実績評価点」についての全参加者間での偏差値	参加資格要件を満たすものを指標別評価点3とする。 ※参加者の標準的な水準を偏差値50±10の範囲とし、標準的な水準を超える場合の指標別評価点を次のとおりとする。 偏差値>70 指標別評価点5 60<偏差値≤70 指標別評価点4		
	(2)配置予定主任技術者の資格保有状況・経験実績について 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝5点〕	①別紙1の「3〔様式3-1〕配置予定主任技術者の資格保有状況・経験実績についての評価」での「配置予定主任技術者の資格保有・経験実績評価点」についての全参加者間での偏差値			
	(3)専門分野による予定検討体制について 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝5点〕	①別紙1の「4〔様式3-2〕専門分野による予定検討体制についての評価」による「予定業務実施体制評価点」についての全参加者間での偏差値			
2. 業務実施方針について 〔評価配点＝30点〕	(1)取組体制及び各業務項目における配置スタッフの特徴について 〔項目別評価点＝指標別評価点×2倍〕 〔項目別評価配点＝10点〕	①〔様式3-1〕及び〔様式3-2〕における予定業務実施体制と業務実施方針における取組体制及び配置スタッフとを照らし合わせた取組体制の整合性及び現実性	〔様式3-1〕及び〔様式3-2〕における予定業務実施体制と業務実施方針における取組体制及び配置スタッフとが概ね整合しており、取組方針に従っての本委託の遂行に必要な十分なものと認められ、かつ無理のない現実的なものと判断できる。 ※標準的な水準を超える場合の指標別評価点は、〔様式3-1〕での「配置予定主任技術者の資格保有・経験実績評価点」及び〔様式3-2〕での「予定業務実施体制評価点」の合計点についての全参加者間での偏差値によることとする。 偏差値>70 指標別評価点5 60<偏差値≤70 指標別評価点4		
	(2)本委託に対する提案者の取組方針と配慮事項について 〔項目別評価点＝指標別評価点×2倍〕 〔項目別評価配点＝20点〕	① 取組方針の適切さ ② 配慮事項の適切さ	本委託の趣旨に沿った内容の取組方針と認められる。 配慮事項が、取組方針に従っての本委託の遂行に必要又は有効であり、かつ無理がなく実現性があるものと認められる。		
3. テーマ提案について 〔対策の検討に向けた2つの方向性案（3つのモデル化案）についての提案〕 〔評価配点＝45点〕	(1)【A案について】 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝15点〕	(a)モデル化案についてのメリット及びデメリットについて	①コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点からの分析評価の有無及び分析評価の適切さ	コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点から分析評価を行ったことが窺え、正しく分析評価されている。	
		(b)モデル化案を具体的に検証するにあたって特に考慮が必要な事項について	①検討の具体化に向けて特に配慮が必要な事項についての提案の有無及び提案内容の適切さ	配慮事項の提案がされており、提案内容が妥当なものと認められる。	
		(c)効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについて	①効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについての提案の有無及び提案内容の適切さ	事業化に向けたアイデア提案がされており、提案内容が有益なものと認められる。	
	(2)【B-1案について】 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝15点〕	(a)モデル化案についてのメリット及びデメリットについて	①コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点からの分析評価の有無及び分析評価の適切さ	コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点から分析評価を行ったことが窺え、正しく分析評価されている。	
		(b)モデル化案を具体的に検証するにあたって特に考慮が必要な事項について	①検討の具体化に向けて特に配慮が必要な事項についての提案の有無及び提案内容の適切さ	配慮事項の提案がされており、提案内容が妥当なものと認められる。	
		(c)効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについて	①効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについての提案の有無及び提案内容の適切さ	事業化に向けたアイデア提案がされており、提案内容が有益なものと認められる。	
	(3)【B-2案について】 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝15点〕	(a)モデル化案についてのメリット及びデメリットについて	①コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点からの分析評価の有無及び分析評価の適切さ	コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点から分析評価を行ったことが窺え、正しく分析評価されている。	
		(b)モデル化案を具体的に検証するにあたって特に考慮が必要な事項について	①検討の具体化に向けて特に配慮が必要な事項についての提案の有無及び提案内容の適切さ	配慮事項の提案がされており、提案内容が妥当なものと認められる。	
		(c)効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについて	①効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについての提案の有無及び提案内容の適切さ	事業化に向けたアイデア提案がされており、提案内容が有益なものと認められる。	
	※(1)～(3)についての提案がされた上で、さらなる追加案の提案があれば評価対象とする。 〔評価配点＝15点〕 (評価総合配点外の追加配点)	(4)【追加案について】 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔項目別評価配点＝15点〕 ※(a)～(c)の評価点すべてが3点以上の場合のみ加点対象とする。	(a)モデル化案についてのメリット及びデメリットについて	①コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点からの分析評価の有無及び分析評価の適切さ	コスト、品質（性能・機能）及び時間（スケジュール）の観点から分析評価を行ったことが窺え、正しく分析評価されている。
			(b)モデル化案を具体的に検証するにあたって特に考慮が必要な事項について	①検討の具体化に向けて特に配慮が必要な事項についての提案の有無及び提案内容の適切さ	配慮事項の提案がされており、提案内容が妥当なものと認められる。
			(c)効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについて	①効率的・効果的な事業化に向けたアイデアについての提案の有無及び提案内容の適切さ	事業化に向けたアイデア提案がされており、提案内容が有益なものと認められる。
4. 提案全体について 〔項目別評価点＝指標別評価点〕 〔評価配点＝10点〕		① 本庁舎耐震対策事業の経緯を含めた本市の実情の理解度 ② 提案のわかりやすさ	本市の実情を正しく理解していると認められる。 わかりやすく説得力がある。		

※網掛け部分は、事務局評価項目とする。